

○根室市道路占用規則

昭和35年10月1日規則第17号

改正

昭和58年8月20日規則第21号

平成6年4月1日規則第12号

平成31年4月26日規則第19号

令和2年10月9日規則第35号

根室市道路占用規則

(目的)

**第1条** 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条の規定による道路の占用については他に特別の定めがある場合を除きこの規則の定めるところによる。

(占用の手續)

**第2条** 法第33条第2項による申請書は、第1号様式とする。

2 出願者が市内に住居を有しない場合は、占用に関する一切の義務の履行を保証するために市内に住居を有する身元確実な者と連署の上願出なければならない。

3 第1項の申請書には、次の図書を添付しなければならない。ただし、第1号様式の一般図で足りる場合は省略することができる。

- (1) 占用の位置地積及び附近を表示した図面
- (2) 工作物を設置しようとする場合は、その構造図及び仕様書
- (3) 他の法令により官署の許可を必要とするものはその許可書の写
- (4) 地先土地権利者の承諾を必要とする場合はその同意書
- (5) 電柱、街路灯の類を建設する場合は、第2号様式の調書

4 前項の申請事項を変更しようとするときもまた同様であるとする。

(道路占用許可基準)

**第3条** 占用の許可は、別に定める基準により行うものとする。

(占用許可の表示)

**第4条** 占用の許可をうけた者（以下「占用者」という。）は、占用場所又はその工作物に指令番号、許可年月日、目的、占用期間、占用面積及び占用者の住所氏名を明示しなければならない。

(権利義務の継承)

**第5条** 占有者からその占有物件を譲り受け、又は相続等により継承したものは市長にこの旨届出でてその許可を受けなければならない。

(占有地の原形回復)

**第6条** 占有の許可を取消され、若しくはその他の事由により占有を廃止したときは10日以内にまた占有期間満了のときは満了の日までに占有者の費用で仮設工作物その他不用の物件を撤去して占有地を原形に回復の上届出なければならない。

2 前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行してその費用を占有者から徴収する。

(道路破損の防止)

**第7条** 占有により道路を破損し、又は破損するおそれがある場合は占有者は自己の費用でこれを修理し、又は予防する設備を施さなければならない。

(目的外の占有)

**第8条** 占有者は道路をその目的以外に使用し、若しくはこれを他人に占有させ、又は許可を受けなければその占有地の原形を変更することはできない。

(継続占有)

**第9条** 占有期間満了後継続占有しようとするものは、満了10日前までに第2条による申請書を改めて提出し、許可を受けなければならない。

(許可の取消)

**第10条** 次の各号の一に該当する場合は、市長において許可を取消することができる。

- (1) 法律、命令及びこの規則に基づく許可の条件に違反したとき。
- (2) 道路工事又は公益上必要のとき。
- (3) 占有料を納付しないとき。
- (4) 不正の手段により許可を受けたとき。

(占有の追認)

**第11条** 許可を受けないで道路を占有しているものに対し占有を追認したとき（追認前に廃止したものについては廃止のとき）は、追認に至るまでの占有料を追徴する。この場合占有の始期又は終期が明らかでないものは市長の認定による。

(工事のための占有特例)

**第12条** 工事のための占有の許可を受けた占有者が届出の期間内にその工事に着手せず、

又は工事が竣工しないときは占用の許可を取消することができる。

- 2 前項の工事着手及び竣工は、その都度市長に届出なければならない。
- 3 正当の事由により届出の期間内に工事に着手し、又は工事が竣工する見込がないときは、その事由を付して期限の延長を願出なければならない。

(補則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、道路の占用について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 道路占用規則（昭和32年根室市告示第3号）は、この規則施行の日に廃止する。ただし、従前の規則により許可を受けたものについては、この規則により許可を受けたものとみなす。

附 則（昭和58年8月20日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（平成6年4月1日規則第12号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月9日規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(道路の占用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に道路占用の許可を受けているものは、この規則により許可を受けたものとみなす。ただし、この場合の占用の期間は、改正前の根室市道路占用規則第3条により許可を受けた期間とする。

(道路の継続占用に関する経過措置)

- 3 前項の規定により許可を受けたもので期間満了後これを継続する場合において、改修、移転又は除去が容易でないと市長が認めるものについては、当分の間、なお従前の例による。

第1号様式

道路占用許可申請書  
協 議

新規	更新	変更	(番号)	年	月	日
----	----	----	------	---	---	---

年 月 日

道路管理者 殿

〒  
住 所  
氏 名  
担当者  
TEL

道路法第32条の規定により許可を申請します。  
第35条 協 議

占用の目的						
占用の場所	路線名					車道・歩道・その他
	場 所					
占用物件	名	称	規	模	数	量
占用の期間	年	月	日から	間	占用物件 の構造	
	年	月	日まで			
工事の期間	年	月	日から	間	工事実施 の方法	
	年	月	日まで			
道路の復旧 方 法					添付書類	
備 考						

記載要領

- 「許可申請協 議」、「第32条 及び「許可申請協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新 更 変  
規 新 更 変 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。  
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

根室市指令 第 号  
上記道路占用許可する。  
ただし、別紙 許可条件を遵守すること。  
年 月 日

根室市長 印

殿

別紙

許 可 条 件  
回 答

- 1 占有者は許可を受けた目的以外の目的のために占有し又はこれを他人に占有させないこと。
- 2 占有地上における工作物の増改築、移転等においては許可承諾を受けること。
- 3 占有に伴う工事は 年 月 日迄に竣工し着手竣工の都度これを届け出ること。
- 4 道路工事施行、占有料不納、許可条件違反、その他必要ありと認めるときは、許可承認、条件を変更し若しくは本許可承認を取消し原状回復を命ずることがある。この場合、占有者において損害を受けることがあつても、その賠償は求められないものとする。
- 5 道路占有を廃止したときは10日以内に、占有期間満了の場合はその満了の日までに道路を原状に復しその届出をすること。
- 6 占有者はこの条件の外法律・命令・市道路占有規則の規定に従うこと。
- 7 占有箇所の見易い場所に下記表示を設けること。

根室市指令 第 号									
	自	年	根室市長						
	至	年	月 日						
道路占有許可済			米 巾	米	平方米				
占有目的		長さ	米	氏 名					

備考 占有期間満了後引き続き占有しようとするときは期間満了10日前までに期間更新の手続きをすること。

占有料	金額	円	納入 期限	別に発行する納入通知書による。
	算出内訳	$\frac{m}{m^2} \times$ 円 $\times$ 月		

